

### 費目別支出内容一覧表

議員名 河野 亨

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費 <b>事務所費</b> ・事務費・人件費		整理番号	1-1
	事業内容	事務所賃借料		
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	4月	100,000	50,000	
	5月	100,000	50,000	
	6月	100,000	50,000	
	7月	100,000	50,000	
	8月	100,000	50,000	
	9月	100,000	50,000	
	10月	100,000	50,000	
	11月	100,000	50,000	
	12月	100,000	50,000	
	1月	100,000	50,000	
	2月	100,000	50,000	
	3月	100,000	45,161	1/2按分し、選挙期間の3日間を控除した政務活動費充当額
	《合計》	1,200,000	595,161	
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動(50%)			※月ごとに按分 (1円未満切捨)

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

### 領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	1-2
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

※領収証の金額は、全て按分後の金額

領 収 証                      河 野 亨                      様                      No. \_\_\_\_\_

★                      ¥50,000-

但                      平成30年4月分事務所賃借料として

平成30 年 4 月 27 日 上記正に領収いたしました

内 訳



税抜金額

消費税額等( %)

コクヨ ウケ-55

山口県光市島田二丁目23番10号  
株式会社フアノス



領 収 証                      河 野 亨                      様                      No. \_\_\_\_\_

★                      ¥50,000-

但                      平成30年5月分事務所賃借料として

平成30 年 5 月 31 日 上記正に領収いたしました

内 訳

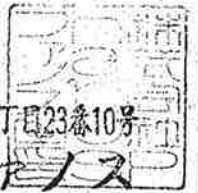


税抜金額

消費税額等( %)

コクヨ ウケ-55

山口県光市島田二丁目23番10号  
株式会社フアノス



## 領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	1-3
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

※領収証の金額は、全て按分後の金額

領 収 証 河野 亨 様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥50,000-  
 但 平成30年6月分事務所賃借料として  
 平成30 年 6 月 29 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	
消費税額等( %)	

コクヨ ウケ-55



山口県光市島田二丁目23番10号  
株式会社ファリス

領 収 証 河野 亨 様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥50,000-  
 但 平成30年7月分事務所賃借料として  
 平成30 年 7 月 31 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	
消費税額等( %)	

コクヨ ウケ-55



山口県光市島田二丁目23番10号  
株式会社ファリス





### 領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	1-5
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

※領収証の金額は、全て按分後の金額


領 収 証                      河 野 亨                      様                      No. \_\_\_\_\_

★                      ¥50,000-

但                      平成30年10月分事務所賃借料として

平成30年10月31日 上記正に領収いたしました

内 訳

	税抜金額 ( )
	消費税額等 ( % )

コクヨ ウケ-55

山口県光市島田二丁目23番10号  
株式会社ファノス



領 収 証                      河 野 亨                      様                      No. \_\_\_\_\_

★                      ¥50,000-

但                      平成30年11月分事務所賃借料として

平成30年11月30日 上記正に領収いたしました

内 訳

	税抜金額
	消費税額等 ( % )

コクヨ ウケ-55

山口県光市島田二丁目23番10号  
株式会社ファノス





## 領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	1-7
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

※領収証の金額は、全て按分後の金額

領 収 証 河野 亨 様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥50,000-

但 平成31年2月分事務所賃借料として

平成31 年 2 月 28 日 上記正に領収いたしました

内 訳

	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">税抜金額</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">●</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">消費税等( %)</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">●</td> </tr> </table>	税抜金額	●	消費税等( %)	●
税抜金額	●				
消費税等( %)	●				

山口県光市島田二丁目23番10号  
株式会社ファノス



※ 1/2按分し、選挙期間の三日間を控除した政務活動費充当額 ¥45,161

領 収 証 河野 亨 様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥50,000-

但 平成31年3月分事務所賃借料として

平成31 年 3 月 29 日 上記正に領収いたしました

内 訳

	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">税抜金額</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">●</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">消費税等( %)</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">●</td> </tr> </table>	税抜金額	●	消費税等( %)	●
税抜金額	●				
消費税等( %)	●				

山口県光市島田二丁目23番10号  
株式会社ファノス



## 費目別支出内容一覧表

議員名 河野 亨

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">事務所費</span> ・事務費・人件費	整理番号	2-1	
事業内容	事務所水光熱費			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	4月	12,624	6,312	
	5月	8,306	4,153	
	6月	10,488	5,244	
	7月	15,768	7,884	
	8月	13,786	6,893	
	9月	12,314	6,157	
	10月	10,356	5,178	
	11月	15,862	7,931	
	12月	14,686	7,343	
	1月	16,204	8,102	
	2月	13,168	6,584	
	3月	12,438	5,617	1/2按分し、選挙期間の3日間を控除した政務活動費充当額
	《合計》	156,000	77,398	
按分割合 積算根拠	<u>政務活動(50%)</u> 政務活動(50%) + その他の活動(50%)		※月ごとに按分 (1円未満切捨)	

- 注) 1 【全費自】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
 報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

















### 費目別支出内容一覧表

議員名 河野 亨

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費・人件費		整理番号	1-1
事業内容	固定電話使用料			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	4月	36,504	18,252	
	5月	32,856	16,428	
	6月	35,960	17,980	
	7月	26,250	13,125	
	8月	36,312	18,156	
	9月	35,106	17,553	
	10月	33,758	16,879	
	11月	30,716	15,358	
	12月	30,004	15,002	
	1月	26,578	13,289	
	2月	26,904	13,452	
	3月	33,052	14,926	1/2按分し、選挙期間の3日間を 控除した政務活動費充当額
	《合計》	384,000	190,400	
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動(50%)			※月ごとに按分 (1円未満切捨)

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること





領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

※領収証の金額は、全て按分後の金額

領 収 証                      河 野 亨                      様                      No. \_\_\_\_\_

★                      ¥17,980-


但                      平成30年6月分事務所電話代として

平成30年6月29日 上記正に領収いたしました

内 訳

収 入 印 紙	税抜金額
	消費税額等(%) /
	コクヨ ウケ-55

山口県光市島田二丁目23番10号  
株式会社ファース



領 収 証                      河 野 亨                      様                      No. \_\_\_\_\_

★                      ¥13,125-


但                      平成30年7月分事務所電話代として

平成30年7月31日 上記正に領収いたしました

内 訳

収 入 印 紙	税抜金額
	消費税額等(%) /
	コクヨ ウケ-55

山口県光市島田二丁目23番10号  
株式会社ファース



## 領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

※領収証の金額は、全て按分後の金額

領 収 証 河野 亨 様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥18,156-

但 平成30年8月分事務所電話代として

平成30 年 8 月 31 日 上記正に領収いたしました

内 訳

収 入  
印 紙

税抜金額	
消費税額等( %)	

コクヨ ウケ-55

山口県光市島田二丁目23番10号  
株式会社ファース



領 収 証 河野 亨 様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥17,553-

但 平成30年9月分事務所電話代として

平成30 年 9 月 28 日 上記正に領収いたしました

内 訳

収 入  
印 紙

税抜金額	
消費税額等( %)	

コクヨ ウケ-55

山口県光市島田二丁目23番10号  
株式会社ファース





### 領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-6
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

※領収証の金額は、全て按分後の金額

領 収 証                      河野 亨                      様                      No. \_\_\_\_\_

★                      ¥15,002-

但                      平成30年12月分事務所電話代として

平成30 年 12 月 28 日 上記正に領収いたしました

内 訳

収 入  
印 紙

税抜金額

消費税額等( %)

コクヨ ウケ-55

山口県光市馬田二丁目23番10号  
株式会社ファノス



領 収 証                      河野 亨                      様                      No. \_\_\_\_\_

★                      ¥13,289-

但                      平成31年1月分事務所電話代として

平成31 年 1 月 31 日 上記正に領収いたしました

内 訳

収 入  
印 紙

税抜金額

消費税額等( %)

コクヨ ウケ-55

山口県光市馬田二丁目23番10号  
株式会社ファノス







### 費目別支出内容一覧表

議員名 河野 亨

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費・人件費		整理番号	2-1	
事業内容	携帯電話使用料				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月	4,624	2,312		
	5月	4,570	2,285		
	6月	4,786	2,393		
	7月	10,508	5,254		
	8月	13,475	6,737		
	9月	7,405	3,702		
	10月	8,998	4,499		
	11月	8,975	4,487		
	12月	8,350	4,175		
	1月	8,236	4,118		
	2月	7,887	3,943		
	《合計》	87,814	43,905		
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動(50%)		※月ごとに按分 (1円未満切捨)		

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-2
【領収書その他の書面の添付欄】			

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)  
 RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等  
 (BILLING NUMBER)  
 お客様番号  
 (CUSTOMER NUMBER)  
 1709-7069-35991

(2018年 6月14日発行)

2018年 5月ご請求分	
2018年 5月 31日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	4,624円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

ご請求先氏名  
 (CUSTOMER NAME)  
 河野 亨 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納  
 付につき芝  
 税務署承認済  
 NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)  
 RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等  
 (BILLING NUMBER)  
 お客様番号  
 (CUSTOMER NUMBER)  
 1709-7069-35991

(2018年 7月14日発行)

2018年 6月ご請求分	
2018年 7月 2日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	4,570円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

ご請求先氏名  
 (CUSTOMER NAME)  
 河野 亨 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納  
 付につき芝  
 税務署承認済  
 NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70



領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-3
【領収書その他の書面の添付欄】			

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)  
 RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等  
 (BILLING NUMBER)  
 お客様番号  
 (CUSTOMER NUMBER)  
 1709-7069-35991

(2018年 8月14日発行)

2018年 7月ご請求分	
2018年 7月 31日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	4,786円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

ご請求先氏名  
 (CUSTOMER NAME)  
 河野 亨 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納  
 付につき芝  
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)  
 RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等  
 (BILLING NUMBER)  
 お客様番号  
 (CUSTOMER NUMBER)  
 1709-7069-35991

(2018年 9月14日発行)

2018年 8月ご請求分	
2018年 8月 31日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	10,508円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

ご請求先氏名  
 (CUSTOMER NAME)  
 河野 亨 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納  
 付につき芝  
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70



領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-4
【領収書その他の書面の添付欄】			

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)  
 RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2018年10月14日発行)

お客様電話番号等  
 (BILLING NUMBER)  
 お客様番号  
 (CUSTOMER NUMBER)  
 1709-7069-35991

2018年 9月ご請求分	
2018年 10月 1日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	13,475円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

ご請求先氏名  
 (CUSTOMER NAME)  
 河野 亨 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納付につき芝  
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)  
 RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2018年11月14日発行)

お客様電話番号等  
 (BILLING NUMBER)  
 お客様番号  
 (CUSTOMER NUMBER)  
 1709-7069-35991

2018年 10月ご請求分	
2018年 10月 31日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	7,405円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

ご請求先氏名  
 (CUSTOMER NAME)  
 河野 亨 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納付につき芝  
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

### 領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-5
【領収書その他の書面の添付欄】			

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)  
 RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等  
 (BILLING NUMBER)  
 お客様番号  
 (CUSTOMER NUMBER)  
 1709-7069-35991

(2018年12月14日発行)

2018年 11月ご請求分	
2018年 11月 30日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	8,998円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

ご請求先氏名  
 (CUSTOMER NAME)  
 河野 亨 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納  
 付につき芝  
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)  
 RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等  
 (BILLING NUMBER)  
 お客様番号  
 (CUSTOMER NUMBER)  
 1709-7069-35991

(2019年 1月16日発行)

2018年 12月ご請求分	
2019年 1月 4日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	8,975円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

ご請求先氏名  
 (CUSTOMER NAME)  
 河野 亨 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納  
 付につき芝  
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-6
【領収書その他の書面の添付欄】			

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)  
 RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等  
 (BILLING NUMBER)  
 お客様番号  
 (CUSTOMER NUMBER)  
 1709-7069-35991

(2019年 2月14日発行)

2019年 1月ご請求分	
2019年 1月 31日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	8,350円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

ご請求先氏名  
 (CUSTOMER NAME)  
 河野 亨 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納  
 付につき芝  
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)  
 RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等  
 (BILLING NUMBER)  
 お客様番号  
 (CUSTOMER NUMBER)  
 1709-7069-35991

(2019年 3月14日発行)

2019年 2月ご請求分	
2019年 2月 28日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	8,236円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

ご請求先氏名  
 (CUSTOMER NAME)  
 河野 亨 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納  
 付につき芝  
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70



領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-7
【領収書その他の書面の添付欄】			

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)  
 RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等  
 (BILLING NUMBER)  
 お客様番号  
 (CUSTOMER NUMBER)  
 1709-7069-35991

(2019年 4月13日発行)

2019年 3月ご請求分	
2019年 4月 1日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	7,887円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

ご請求先氏名  
 (CUSTOMER NAME)  
 河野 亨 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納  
 付につき芝  
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70





### 費目別支出内容一覧表

議員名 河野 亨

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費・人件費			整理番号	1-1
事業内容	事務所職員給与				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月	186,822	93,411	2名	
	5月	192,114	96,057	2名	
	6月	197,406	98,703	2名	
	7月	197,406	98,703	2名	
	8月	186,822	93,411	2名	
	9月	181,530	90,765	2名	
	10月	207,990	103,995	2名	
	11月	195,894	97,947	2名	
	12月	189,468	94,734	2名	
	1月	199,296	99,648	2名	
	2月	182,664	91,332	2名	
	3月	195,138	88,126	2名	
				1/2按分し、選挙期間の3日間を 控除した政務活動費充当額	
		《合計》	2,312,550	1,146,832	
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動(50%)			※項目ごとに按分 (1円未満切捨)	

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報  
告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通  
機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報  
告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満た  
さない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

※領収証の金額は、全て按分後の金額

領 収 証 河野 亨 様 No. \_\_\_\_\_

★ ￥45,783-

但 人件費として

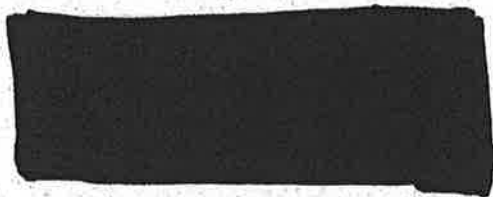
平成30 年 4 月 27 日 上記正に領収いたしました

内 訳

収 入  
印 紙

税抜金額  
消費税額等( %)

コクヨ ウケ-55



領 収 証 河野 亨 様 No. \_\_\_\_\_

★ ￥47,628-

但 平成30年4月分人件費として

平成30 年 4 月 27 日 上記正に領収いたしました

内 訳

収 入  
印 紙

税抜金額  
消費税額等( %)

コクヨ ウケ-55

山口県光市葛田二丁目23番10号  
株式会社ファノス



### 領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

※領収証の金額は、全て按分後の金額

領 収 証                                  河 野 亨                                  様                                  No. \_\_\_\_\_

★                                  ¥45,783-

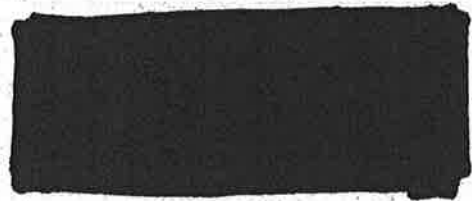
但                                  人件費として

平成30 年 5 月 31 日 上記正に領収いたしました

内 訳

収 入 印 紙	税抜金額	
	消費税額等( %)	

コクヨ ウケ-55




領 収 証                                  河 野 亨                                  様                                  No. \_\_\_\_\_

★                                  ¥50,274-

但                                  平成30年5月份人件費として

平成30 年 5 月 31 日 上記正に領収いたしました

内 訳

	税抜金額	
	消費税額等( %)	

コクヨ ウケ-55

山口県光市島田二丁目23番10号  
株式会社ファノス



領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

※領収証の金額は、全て按分後の金額

領 収 証 河野 亨 様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥45,783-

但 人件費として

平成30 年 6 月 29 日 上記正に領収いたしました

内 訳

収 入 印 紙	税抜金額	
	消費税額等( %)	

コクヨ ウケ-55

領 収 証 河野 亨 様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥52,920-

但 平成30年6月分人件費として

平成30 年 6 月 29 日 上記正に領収いたしました

内 訳

日本国政府 200円	税抜金額	
	消費税額等( %)	

コクヨ ウケ-55

山口県光市島田二丁目23番10号  
株式会社フエノタ











領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-8
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

※領収証の金額は、全て按分後の金額

領 収 証                      河 野 亨                      様                      No. \_\_\_\_\_

★                      ¥45,783-

但                      人件費として

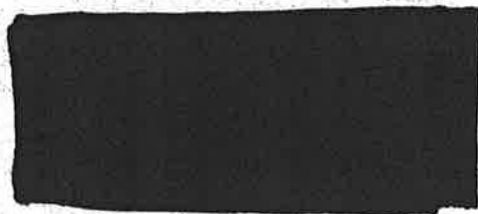
平成30 年 10 月 31 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 \_\_\_\_\_  
消費税額等( %) \_\_\_\_\_

取 入  
印 紙

コクヨ ウケ-55



領 収 証                      河 野 亨                      様                      No. \_\_\_\_\_

★                      ¥58,212-

但                      平成30年10月分人件費として

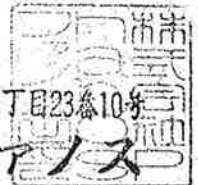
平成30 年 10 月 31 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 \_\_\_\_\_  
消費税額等( %) \_\_\_\_\_



コクヨ ウケ-55



山口県光市島田二丁目23番10号  
株式会社ファイノス





# 領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-10
----	-----	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】

※領収証の金額は、全て按分後の金額

領 収 証                      河 野 亨                      様                      No. \_\_\_\_\_

★                      ¥45,783-

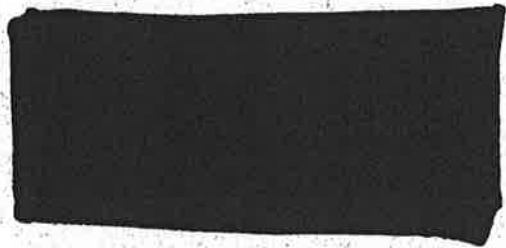
但                      人件費として

平成30 年 12 月 28 日 上記正に領収いたしました

内 訳

収 入 印 紙	税抜金額
	消費税額等( %)

コクヨ ウケ-55



領 収 証                      河 野 亨                      様                      No. \_\_\_\_\_

★                      ¥48,951-

但                      平成30年12月分人件費として

平成30 年 12 月 28 日 上記正に領収いたしました

内 訳

収 入 印 紙	税抜金額
	消費税額等( %)

コクヨ ウケ-55

山口県光市島田二丁目23番10号  
株式会社ファノス



## 領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-11
----	-----	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】

※領収証の金額は、全て按分後の金額

領 収 証                      河 野 亨                      様                      No. \_\_\_\_\_

★                      ¥45,783-

但                      人件費として

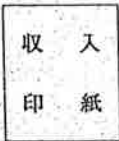
平成31 年 1 月 31 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)

コクヨ ウケ-55



領 収 証                      河 野 亨                      様                      No. \_\_\_\_\_

★                      ¥53,865-

但                      平成31年1月分人件費として

平成31 年 1 月 31 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)

コクヨ ウケ-55



山口県光市島田二丁目23番10号  
株式会社ファノス



### 領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-12
----	-----	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】

※領収証の金額は、全て按分後の金額

領 収 証                      河 野 亨                      様                      No. \_\_\_\_\_

★                      ¥45,783-

但                      人件費として

平成31 年 2 月 28 日 上記正に領収いたしました

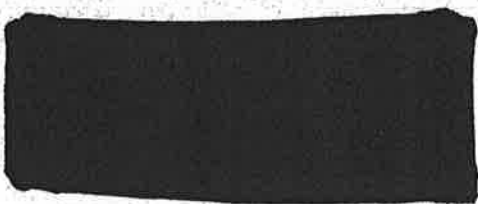
内 訳

税抜金額

消費税額等( %)

収 入  
印 紙

コクヨ ウケ-55



領 収 証                      河 野 亨                      様                      No. \_\_\_\_\_

★                      ¥45,549-

但                      平成31年2月分人件費として

平成31 年 2 月 28 日 上記正に領収いたしました

内 訳

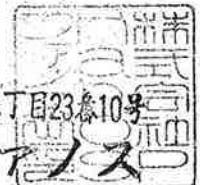
税抜金額

消費税額等( %)

収 入  
印 紙

コクヨ ウケ-55

山口県光市島田二丁目23番10号  
株式会社ファース





領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-13
----	-----	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】

1/2按分し、選挙期間の3日間を控除した政務活動費充当額 ¥41,352

領 収 証 河野 亨 様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥45,783-

但 人件費として

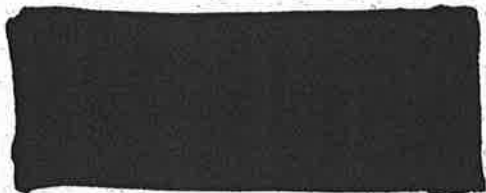
平成31 年 3 月 29 日 上記正に領収いたしました

収 入  
印 紙

内 訳

税抜金額
消費税額等( %)

コクヨ ウケ-55



1/2按分し、選挙期間の3日間を控除した政務活動費充当額 ¥46,774

領 収 証 河野 亨 様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥51,786-

但 平成31年3月分人件費として

平成31 年 3 月 29 日 上記正に領収いたしました

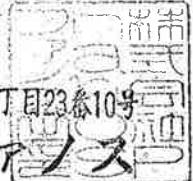


内 訳

税抜金額
消費税額等( %)

コクヨ ウケ-55

山口県光市島田二丁目23番10号  
株式会社フアノス



1. 観光振興 について

2. 再生可能エネルギー について (1.メガソーラーに係る環境影響評価/2.住宅用太陽光発電の導入促進)

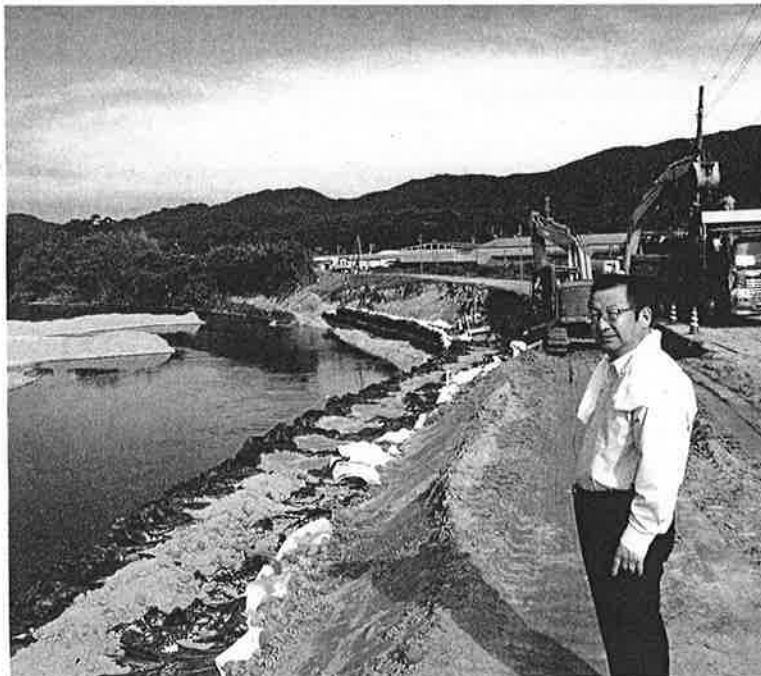
3. 地域包括ケアシステムの一層の深化・推進 について

4. 県民の健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進 について

5. 米軍岩国基地問題 について

6. 教育行政 について (1.小中一貫教育の推進/2.公立学校における空調設備の整備)

山口県議会 定例会 一般質問/平成30年12月より



平成30年7月豪雨 島田川流域防災改修工事



知事室・村岡知事と語る

## ごあいさつ

様々な変化や改革に満ちた平成も今年でいよいよ最後の年となります。皆様におかれましても、感慨深い時代ではなかったでしょうか。世界規模でも政治経済のみならず、地球温暖化による自然環境変化は、急激な気候変動をもたらし、我が国でも多くの自然災害による被害は甚大なものとなっております。昨年、我が郷土、光市におきましても、猛威をふるった西日本豪雨により島田川流域、光下松海岸線の土砂災害による長期的な鉄道の運休、また、様々な地域での幹線に被害がおよび、多くの市民の皆様の生活に大きな震撼を強いることとなりました。島田川流域の悲惨な災害を目の当たりにし、災害から生命・財産・郷土を守り抜く事は政治の使命だと改めて決意したところです。また一方、光市においては5月の光総合病院の開院・コンパクトシティ岩田の進行・夏までには小中高校のクーラー設置等、長年の課題の解決を見る年ともなります。私の想い、「みんなが笑顔になれる、たくましく・暖かい故郷に！」今年も心を尽くして前進してまいります。

山口県議会議員/山口県地方議員連絡協議会 会長/自由民主党山口県連 七役会議 役員

かわの

# 河野とおる

河野とおる事務所 ☎0833-71-1919

〒743-0063 山口県光市島田2丁目23の10 FAX 0833-71-1233

自由民主党光支部 支部長 山口県地方議員連絡協議会 会長  
自由民主党山口県支部連合会 七役会議 役員 (3期目現役職)

- 昭和38年光市に生まれる
- 山口大学教育学部附属光小・中学校卒
- 山口県立光高等学校卒
- 成蹊大学法学部法律学科卒
- 徳山曹運株式会社(現㈱トヤマ)入社
- 退社後(株)ファノスへ入社
- 現在、山口県議会議員
- (株)ファノス 顧問

- 社会福祉法人「ひかり苑」理事長 兼 総施設長
- 学校法人「樞院学園」顧問
- 聖光高等学校 野球・ソフト 後援会 会長
- 山口県立光高等学校 野球後援会 顧問
- 光市サッカー協会 会長
- 光市バレーボール協会 会長
- 光市空手道連盟 会長
- 光市水泳連盟 会長
- 光市体操協会 会長
- 光市バウンドテニス協会 顧問
- 山口県リトルシニア野球協会 名誉顧問
- (社)山口県セーリング連盟 副会長



通告に従い質問に入ります。最初に、観光振興についてお尋ねを致します。

平成26年に村岡知事さんが就任されて以来、5年にわたって展開されてきた観光キャンペーン「やまぐち幕末ISHIN祭」も今年度でよいよ終わりを迎えます。我が会派においても、この「やまぐち幕末ISHIN祭」が実のあるものとなるよう議論を重ね、その推進に尽力して参りました。その結果、知事さん自らが先頭に立たれた官民一体の取り組みが進められ、昨年、平成29年の本県の年間観光客数は、「チャレンジプラン」に掲げる目標の3300万人を上回り、過去最高の3318万人を記録するなど、地域の活性化が大いに図られたのは皆様ご存じのとおりです。

特に印象に残っているのは、昨年のDC、「幕末維新やまぐちデザインキャンペーン」の成功で、期間中の観光客数は過去最高となる1049万人を数え、経済波及効果は56億円を超えました。現在、明治維新150年「おもしろき国山口 旅キャンペーン」、いわゆるアフターDCが実施

されていますが、こちらも冒頭の「ゆめ花博」の大成功と合わせ、明治改元150年という節目の年にふさわしい大きな成果が上がるものと確信しています。

さて、「やまぐち維新プラン」の柱の一つである「大交流維新」の中核を担う観光分野においても、今後、数多くある課題を乗り越え、これまでの取り組みの成果を更なる交流人口の拡大に繋げるべく、新たな取り組みを積極果敢に進めていかなければなりません。そのような中、先日、知事さんから来年度以降の新しい観光キャッチフレーズ「YAMAGUCHI MAGIC!」が発表され、報道でも大きく取り上げられました。「幕末維新」といった歴史や伝統を感じさせるこれまでの切り口とは異なる、この「MAGIC!」という大胆な言葉に新しい魅力や大きき感じ、大いに期待を寄せるところであります。

そこでお尋ね致します。このたび発表された新キャッチフレーズ「YAMAGUCHI MAGIC!」のもと、本県の観光振興に今後どのように取り組んでいかれるのか、御所見をお伺い致します。

答弁1

村岡 副政 知事

河野議員の御質問にお答えします。まず、観光振興についてです。

観光の振興は、活力ある県づくりを進める上で極めて重要であり、県では、平成26年度から5年間にわたり観光キャンペーン「やまぐち幕末ISHIN祭」を強力に展開してきました。その結果、昨年は、観光客数が過去最高となる3,300万人を上回るなど、大きな成果を上げたところであり、今年も、山口ゆめ花博では大変多くのお客様をお迎えしたところであります。こうした中、今後、やまぐち維新プランに掲げる大交流維新の実現に向け、観光需要を飛躍的に拡大をさせていくためには、これまでの取組成果を活かしながら、本県の持つ様々な分野の魅力や、今まで以上に幅広い層へしっかりと訴求していく必要があると考えています。このため、来年度以降の観光の新キャッチフレーズを、数々の歴史の転換点において、本県が生み出してきた新たなパワーや、多彩な魅力が次々に溢れ出てくるそのイメージを表した「YAMAGUCHI MAGIC!」に決定したところであります。

本県の今後の観光振興にあたっては、この新キャッチフレーズの下、やまぐちDMOのマーケティング力を活用し、データ分析に基づきながら、戦略的なプロモーションの展開と魅力ある観光地域づくりに

取り組むこととしてしています。具体的には、まず、戦略的なプロモーションの展開については、情報発信力のあるメディアやICTを積極的に活用し、全国に向けて広く新キャッチフレーズを浸透させていきます。そして、SNSの利用率が高い女性や若者をはじめ、様々なターゲット層に応じて効果的に観光情報を発信していきます。

また、魅力ある観光地域づくりについては、これまでの取組を通じて整備した「絶景」、「温泉」、「グルメ」、「歴史」、「体験」など200を超える観光素材を、観光客のニーズを的確に踏まえながら、さらに磨き上げていきます。こうした素材に加え、季節やテーマに応じた新たな商品・サービス等の開発の支援に努め、魅力的な周遊ルートの形成や旅行商品の造成を促進するとともに、観光産業の「稼ぐ力」の向上にもつなげていきます。

私は、今後とも、市町や関係団体等と連携しながら、新たなキャッチフレーズの下で、やまぐちDMOの機能を活かした戦略的な取組を強力に展開することにより、大交流維新の実現に向けた観光振興に全力で取り組んでまいります。



光市立総合病院 完成予想鳥瞰図 ※光市病院局提供



質問2 再生可能エネルギーについて

(1)メガソーラーに係る環境影響評価について (2)住宅用太陽光発電の導入促進について

河野とおる 県議会議員

次に、再生可能エネルギーについてお尋ね致します。

地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」が掲げる脱炭素化の実現には、再生可能エネルギーの導入拡大が不可欠であり、国においても、主力電源化を目指し、さらなる導入促進を図ることとされています。中でも太陽光発電は、天候等で出力が大きく変動する不安定な面はありますが、他の再生可能エネルギーよりも飛躍的に普及が進み、本県の再生可能エネルギーの拡大を牽引してきました。しかしながら、ここに来て2つの課題に直面しています。

一点目は、メガソーラーに係る環境影響評価についてです。大規模な林地開発を伴うメガソーラーの建設が県内においても計画されています。中でも、本年2月定例会で、わが会派の橋本議員が指摘された、岩国市美和町の元ゴルフ場開発予定地への建設計画では、市及び地元自治会から県に対して、地元の合意なしに林地開発を許可しないことなどを求める要望や中止を求める署名が提出されました。また、山口市佐山地区における建設計画においても、事業者の「事業計画策定ガイドライン」遵守について、国に対し要請を行うことなどの要望が提出されています。また、直接要望等はないものの、地元から反対の声が上がっているような事業がこの他にも計画されていると聞いております。

このように、建設反対の声が上がっていること背景には、メガソーラーの建設による森林の大規模な伐採などにより、土砂災害の発生や、水源の汚染・枯渇などについて、地元の住民が大きな不安を感じていることがあります。こうした中、国では、有識者検討会において、太陽光発電所を環境影響評価法の対象事業とする方針が示されたところとあります。私は、こうした国の動向も踏まえた上で、

県内においても事業計画に対する不安の声が既に上がっているという状況をしっかりと受け止め、対応をしていくべきであると考えます。

現在、県においては、太陽光発電所が環境影響評価の対象となっていませんが、メガソーラーの建設に係るこれら地元の状況を鑑みると、事業者があらかじめ住民や市町に対し丁寧に説明をし、意見を聞きながら、環境の保全に十分に配慮した事業として行われるよう、県環境影響評価の対象とし、これらの手続きを制度化するべきだと考えます。

そこでお尋ね致します。メガソーラーに係る環境影響評価について、県は今後、どのように対応されるのかお伺い致します。

二点目は、住宅用太陽光発電の余剰電力買取期間満了への対応です。住宅用太陽光発電では、2009年11月に、電力会社が余剰電力を固定価格で買い取る制度が開始されましたが、買取期間が10年とされており来年度11月以降、順次満了することから、いわゆる「2019年問題」として、この対応が求められています。来年度、この制度による買取期間の満了は全国で53万世帯とされ、その後毎年20〜30万世帯が同様に終期を迎えることとなり、今後、売電収入の減少により導入を見送る動きも考えられ、住宅用太陽光発電の普及が鈍化することが懸念されます。

私は、住宅用太陽光発電が引き続き有効活用されることは、地球温暖化対策を進める観点からとても重要であると考えます。

そこでお尋ね致します。県では、この「2019年問題」を踏まえ、今後、住宅用太陽光発電の導入にどのように取り組まれるのかお伺い致します。

答弁2 (1)メガソーラーに係る環境影響評価について

村岡 副政 知事

次に、再生可能エネルギーについてのお尋ねのうち、メガソーラーに係る環境影響評価についてお答えします。

再生可能エネルギーは、地球温暖化対策の観点から、温室効果ガスの削減を図る上で優れたエネルギーであり、なかでも、太陽光発電は本県の再生可能エネルギーによる発電出力の約7割を占めるなど、その普及拡大を牽引してきたところであります。しかしながら、大規模な林地開発を伴う太陽光発電所の建設については、地域の自然環境・生活環境への影響や土砂崩壊の発生も懸念され、地元住民の不安も大きく、県内外で反対運動が発生するなどの問題が顕在化してきています。このため、こうした太陽光発電所の建設に当たっては、事業者による適切な環境保全措置はもとより、住民や市町への事業計画を説明する機会の確保等が必要であると考えています。このような中、国に

おいては、有識者で構成する検討会において、太陽光発電所による環境影響等について審議が進み、お示しのとおり、環境影響評価法の対象事業とする方針が示されたところとあります。

また、本県においては、今後、多くの太陽光発電所の建設が想定される中、市町からも、早期に環境影響評価の対象とするよう強い要望を受けています。こうした状況を受け、私は、国の法改正を待つことなく、太陽光発電所を環境影響評価法の対象とし、本県の地域特性や太陽光発電の事業特性を踏まえ、評価対象となる規模や事業者が講ずべき環境保全措置等の検討に着手することとします。

私は、環境影響評価の手続きを通じ、事業者自らが環境に十分配慮し、地域との共生を図りながら事業を進めていくことで、環境の保全と県民の安心・安全の確保が図られるようしっかりと取り組んでまいります。

答弁2 (2)住宅用太陽光発電の導入促進について

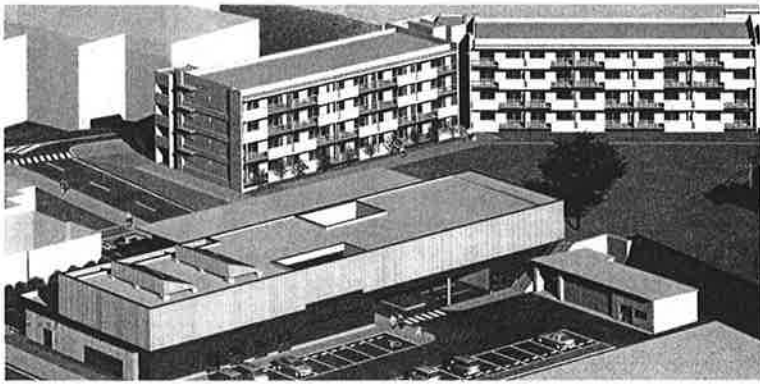
佐伯 環境生活部 部長

再生可能エネルギーについてのお尋ねのうち、住宅用太陽光発電の導入促進についてお答えいたします。太陽光発電の普及は、地球温暖化対策やエネルギー自給率の向上にも資することから、県では、再生可能エネルギー推進指針に基づき、県独自の補助や融資などにより、住宅への導入促進に積極的に取り組んできたところとあります。この結果、国や市町による補助や余剰電力の買取制度の効果もあり、一般家庭等の太陽光の発電出力は、指針で定める2020年度目標を大幅に上回る47万kWとなっています。こうした中、来年度11月以降買取期間の順次満了により、お示しのとおり、売電収入を見込んだ導入が鈍化することも懸念されます。

今後、住宅への導入をさらに促進するためには、固定価格買取制度からの自立化を図ることから重要であり、余剰電力を蓄電池・夜間等に消費する「電力の自家消費」を進めることが有効です。このため、県では、本年度から、太陽光発電を設置する住宅への県産品蓄電池の導入補助を開始したところであり、今後、災害にも強い再エネの自家消費モデルとして、県内事業者と連携し、イベント等を活用した普及を図るとともに、県内環境産業の振興にもつなげていきたいと考えています。

県としては、今後とも、本県の自然や産業の特性を最大限に活かしながら、住宅用太陽光発電の導入に積極的に取り組んでまいります。





写真上/県営・市営合築住宅 写真下/大和コミュニティセンター



文教警察委員会 委員長として

### 質問3 地域包括ケアシステムの一層の深化・推進について

河野とおる 県議会議員

次に、地域包括ケアシステムの一層の深化・推進についてお尋ね致します。

高齢化率が33.4%と全国第4位の水準である本県において、県民が住み慣れた地域で生涯にわたって安心して暮らしていくためには、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを、各地域において一層深めていくことが重要であります。国においては、2025年に向けた医療と介護の一体改革の中で、地域の限られた医療資源を有効に活用した医療機能の分化・連携と地域包括ケアシステムの構築を一体的に進めることとしており、今年行われた診療報酬と介護報酬のダブル改定においても、可滑な病床機能の転換に向けた入院基本料の設定や、介護医療院の創設、多様な在宅医療のニーズに対応した訪問診療の見直しなど、改革の方向性が色濃く反映されたものとなっております。

本県の状況をみてみますと、一人当たり国民医療費は平成28年度で約39万6千円と全国で4番目に高く、高齢化率に比例する結果となっておりますが、受給者一人当たりの介護サービス費は同じく平成28年度の調査では全国平均を下回っており、まだまだ福祉より医療に対する依存度が高い傾向にあると考えます。また、65歳以上人口10万人当たりの在宅患者訪問診療実施件数は、

平成26年度で2,264件と、全国平均の3,249件を大きく下回っており、在宅医療も進んでいるとは言えない状況にあります。

こうしたことから、私は、本県における地域包括ケアシステムを一層深化させていく上では、医療から福祉へ、そして在宅へという流れをいかに作っていくかということが大きな課題であると考えます。そのためには、高齢者の多様なニーズに的確に対応できる地域包括支援センターの機能強化や、居宅サービスと施設系サービスのバランスに配慮した介護の受け皿の整備、また高齢者の自立した地域生活を支える体制の充実などの取組をこれまで以上に進めていかなくてはなりません。とりわけ、高齢者が医療機関や施設から住み慣れた自宅へ戻り、自宅での生活を継続していくためには、在宅医療・在宅看護・在宅介護提供体制の充実と、これらを包括的・継続的に提供するための関係機関の連携強化は大変重要であると考えます。

そこでお尋ねを致します。県では、医療から福祉、そして在宅への流れを加速させるため、在宅医療・在宅看護・在宅介護の充実など、地域包括ケアシステムの一層の深化・推進に今後どのように取り組まれるのか、御所見をお伺い致します。

答弁3

中野 健康福祉部 部長

地域包括ケアシステムの一層の深化・推進についてのお尋ねにお答えします。

高齢化が進行する中、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるためには、必要な医療と介護が切れ目なく提供されることが重要です。このため、県では、「保健医療計画」や「やまぐち高齢者プラン」に基づき、地域包括ケアシステムの重要な柱である、在宅医療・介護サービス提供体制の充実と医療・介護等の関係機関や多職種連携の推進を推進しているところです。

まず、在宅医療については、かかりつけ医と介護サービス事業者等が、定期的に在宅患者の情報を共有できる場を設け、医療と介護の従事者相互の顔が見える関係づくりに取り組んでいます。今後は、こうした取組に加え、地域の在宅医療の拠点として、緊急時の入院受入れや訪問診療及び24時間の

往診等に対応できる「在宅療養支援診療所」等の増加を図ってまいります。次に、介護サービスについては、医療の提供が必要な高齢者が在宅生活を継続できるよう、訪問看護師や医療的ケアのできる介護職員を引き続き養成するとともに、訪問看護と介護サービスを一体的に提供する事業所の設置を計画的に進めていくこととしています。さらに、医療・介護等の関係機関や多職種の連携に向け、その要となる地域包括支援センターの機能強化を図るため、職員の資質向上研修を実施しているところであり、今後、退院支援や看取りなどにおける多職種連携の事例集を作成し、好事例を県内へ展開してまいります。

県としましては、こうした取組を通じ、市町や関係団体等と連携し、在宅医療・介護提供体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの深化・推進に積極的に取り組んでまいります。



### 質問4 県民の健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進について

河野とおる 県議会議員

次に、県民の健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進についてお尋ね致します。

我が国の平均寿命は、男性が81.09年、女性が87.26年と過去最高を更新し、世界でもトップクラスのまさに長寿大国であります。一方で、健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間である健康寿命との差をみると、男性で約9年、女性で約12年と、まだまだ大きな乖離があります。医療技術の進歩や介護サービス提供体制の充実などにより、平均寿命が延びていくことはもちろん素晴らしいことです。しかしながら、人生100年時代を迎え、誰もが住み慣れた地域で、できるだけ医療や介護のお世話にならず、いきいきと元気に暮らしていくためには、その延びを上回る健康寿命の延びを実現し、その差を小さくしていくことが重要であります。

国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」で、2025年までに健康寿命を2年以上延伸することを指標として掲げ、介護予防などの取組とともに現役時代からの健康づくり等の重要性を示しています。また、厚生労働省では、2040年までに健康寿命を3年以上延伸することを目指し、健康無関心層を含めた予防・健康づくりを社会全体で推進することとしています。

県におかれましては、これまでも「健康やまぐち21計画」などに基づき、県民の健康づくり対策を総合的に推進しておられますが、依然として全国低位にある本県の特定健診やがん検診の受診率などを

みると、県民の普段からの健康に対する意識や関心がまだまだ薄いのではないかと感じます。

こうした中、県では、維新プランに「県民一斉健康づくりプロジェクト」を掲げられ、健康寿命の更なる延伸に向けて、県民一人ひとりによる健康づくりの促進と、それを支援する仕組みの充実による、県民総参加の新たな健康づくり施策を展開することとされています。先日開催された山口ゆめ花博会場におけるキックオフイベントでは、村岡知事さんが一般参加者とともに、県民総参加の健康づくりに取り組む「やまぐち県民健康一斉宣言」が行われました。

今後の取組に大いに期待するものでありますが、県民一人ひとりが自らのこととして健康づくりを意識し、実践につなげていくには、こうしたインパクトのあるPRとともに、県民の生活や地域にうまく根付いていくような効果的な施策展開が重要であります。そのためには、県民の皆さんが、普段の生活で、楽しく無理なく継続して健康づくりに取り組めるような仕掛けや、その取組を支える周りの環境づくりなども必要ではないかと考えます。

そこでお尋ねを致します。県では、県民の健康寿命の延伸に向け、県民総参加の健康づくりの推進に今後どのように取り組まれるのか、御所見をお伺い致します。

答弁4

中野 健康福祉部 部長

次に、県民の健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進についてのお尋ねにお答えします。

人生100年時代に向けて、県民誰もが生涯を通じて健康に暮らし、生きがいを持って元気に活躍できるよう、県民の健康づくりの一層の推進に向けた戦略を展開し、健康寿命の延伸につなげていくことが、極めて重要と考えています。このため、「やまぐち維新プラン」に掲げるプロジェクトの一つに、県民一斉健康づくりを位置付け、県民一人一人による健康づくりの促進と、それを支援する仕組みの充実を図ることとしています。

まず、県民の主体的な健康づくりの促進に向けて、普段の生活の中で、楽しく無理なく継続して取り組めるように、健康づくりの「見える化」、「日常化」を進めてまいります。具体的には、スマートフォンを利用して、日々のウォーキングの歩数を視覚化する機能や、仲間との競争やポイント獲得などゲーム

的な要素も加えた、「やまぐち健幸アプリ」の開発を現在進めているところです。今後、来年度の運用開始に向け、市町や関係団体をはじめマスコミ等も巻き込んだ積極的なPRを行い、健康づくりに関心の薄い県民の方々にも参加していただけるよう、広く呼び掛けてまいります。

次に、県民の主体的な健康づくりを支援する仕組みの充実に向け、県民運動の推進母体である「健康やまぐち21推進県民会議」において、取組の重点テーマを毎年度設定し、各構成団体が、主体的に自らの特色を活かした活動を推進することとしています。また、従業員の健康増進の取組を、経営的な観点から実践する健康経営企業の更なる拡大を図り、組織的な健康づくりの取組を一層促進してまいります。

県としましては、今後とも、市町や関係団体等と連携し、健康寿命の延伸に向け、県民総参加の健康づくりの推進に積極的に取り組んでまいります。



次に、米軍岩国基地問題についてお尋ねします。

本年3月に、厚木基地からの空母艦載機部隊の移駐が完了し、8ヶ月が経過しましたが、この間、4月から5月にかけて、基地周辺では、航空機騒音が増大し、住民からの苦情も大幅に増加しました。6月に艦載機が岩国を離れて以降は、騒音や苦情は減少しているとの聞いていますが、地元では、艦載機帰還後の騒音を心配する声があります。また、先月12日には、岩国に移駐した艦載機、FA-18戦闘攻撃機が沖繩沖で墜落し、住民の不安をさらに増加させているところで。県や岩国市では、こうした騒音や事故への不安など、地元の負担を軽減するため、機会あるごとに、国や米軍に騒音対策や航空機の安全管理の徹底を要請するとともに、岩国日米協議会の確認事項の遵守を求め、米軍もこれを尊重して、基地周辺での運用に努められてきたと理解しているところで。

岩国日米協議会が開催されなくなった平成3年以降も、必要の都度、米軍と運用面について協議されており、実質的に支障は生じておらず、協議会の確認事項が形骸化しているなどの批判は当た

らないと理解しておりますが、この間の、滑走路合移設や艦載機移駐など、基地を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後、新たな対応が必要ではないかと考えるものです。

自治体の基地問題への対応を巡っては、国や米軍と対立することが対等の関係であると捉える意見もありますが、私は、そうではなく、地元自治体と国、米軍とが信頼関係を築きながら、互いに言うべきことを言う関係を創り上げることこそが重要と考えております。こうした中、岩国では、これまでの取組により、基地との良好な関係が築かれていますが、その一方で、基地周辺での航空機の運用については、住民理解がさらに促進されなければならぬと考えており、岩国市が進めている岩国日米協議会の方向性等についての国や米軍側の事務レベル協議の進展に期待をしているところで。

そこでお尋ねを致します。艦載機移駐後の実情や岩国日米協議会に関する協議等を踏まえ、航空機の運用など基地問題の解決に向けて、県として、今後どのように取り組んでいかれるのか、御所見をお伺い致します。

答弁5

村岡 嗣政 知事

次に、米軍岩国基地問題についてのお尋ねにお答えします。

本年3月の空母艦載機の移駐完了後、特に、FCLP前の訓練やCQなど米軍の新たな運用が行われた4月と5月の航空機騒音は、基地周辺の住民生活に大きな影響を及ぼし、今後も、艦載機の滞在や運用に伴う騒音の増大が懸念されます。このため、先般の政府要望の際に、私から、防衛大臣に直接、飛行運用に係る騒音軽減の配慮など実情に即した騒音対策や、CQなど住民生活に影響が大きい訓練の事前通知など、住民の不安解消に向けた措置の実施について重点的に要望したところで。

また、先月の艦載機FA-18の墜落事故は、移駐に伴う住民の不安をさらに増大させるものであることから、遺憾の意を伝え、再発防止と航空機の安全対策の徹底について強く要請したところで。県としては、今後とも、こうした取組が着実に進むよう、あらゆる機会を通じて、国や米軍側に働きかけるとともに、移駐後の騒音や運用についてさらに継続して実態把握に努め、その状況を踏まえた上で、地元市町と連携して、国や米軍に必要な対策を求めていきたいと考えています。

また、県民の安全で平穏な生活の確保と、基地の安定運用が両立するためには、基地との信頼関係の構築、お互いが良き隣人であることが重要であり、移駐後の新たな運用等を踏まえ、米軍と県、地元市町がこれまで以上に努力していく必要があると考えています。

お示しの岩国日米協議会については、日米相互の親善関係の促進や課題解決に一定の役割を果たしてきたと考えていますが、艦載機移駐を踏まえ、現在、事務局である岩国市で、確認事項を含め、そのあり方や方向性について、米側と事務レベルの協議が実施されているところで。

県としては、航空機の運用については、可能な限り住民への影響に配慮される必要があると考えており、今後、岩国市の意向や、米側との協議の進捗状況を踏まえながら、移駐後の地域の実情が反映された検討が進むよう、適宜協議に参画するなど、適切に対応していく考えです。

私は、引き続き、移駐に伴う基地周辺住民の不安や生活への影響など地域の実情をしっかりと受け止め、地元市町と連携し、航空機騒音や運用をはじめとする基地問題の解決に向けて、全力で取り組んでまいります。



コミュニティースクール調査研究校 浅江中学校

質問6 教育行政について (1)小中一貫教育の推進について (2)公立学校における空調設備の整備について

河野とおる 県議会議員

次に、小中一貫教育の推進についてお尋ね致します。

私の地元である光市では、平成32年から全市立小・中学校において、現在の小・中学校に在籍しながら、中学校区を単位とした小中一貫教育の実施を予定しております。一貫教育ということでは、先日、文教警察委員会の県外視察で、私立の中高一貫校である土佐中・高等学校を訪問したのですが、進学校である同校の取り組みを伺う中で、中高一貫教育のメリットとして、生徒においては、6年間、同じ担任によるきめ細かな指導を受けられること、教員においては、一人の子どもの成長を6年間自分の目で見られることが教員の育成に大きくプラスとなることを挙げられました。公立の小中一貫教育は小1から中3という、子どもの発達段階が大きく変わることから、先ほどの私立の中高一貫校のように、9年間を同じ担任とすることは難しいと考えますが、9年間を見通したカリキュラムと滑らかな小・中学校の接続によるきめ細かな指導が可能となると伺っております。小中一貫教育、中高一貫教育については、そのメリット、デメリットを勘案しながら、児童生徒・学校・地域のそれぞれの実情等を踏まえた導入が求められるのではないかと考えます。

そこでお尋ね致します。県教委は小中一貫教育、中高一貫教育の導入の意義をどのように捉え、その推進にどのように取り組んでいかれるのか、御所見をお伺い致します。

最後に、公立学校における空調設備の整備についてお尋ね致します。

今年の夏は、全国各地で記録的な猛暑が続き、冷房のない教室での学習環境は非常に厳しいものであります。他県の小学校では、校外学習先から学校に戻った1年生の児童が、熱中症で亡くなる

という痛ましい事故もありました。そのような状況の中、先日、国の補正予算において児童生徒等の熱中症対策として公立小中学校等への空調設置の費用が計上され、来年の夏に向けた整備が進められることとなりました。一方で本県における公立学校の空調設備の整備は、市町立小中学校については各市町教育委員会による取り組みとなりますが、県立学校、特に設置率が低い高等学校について、県教委が早急に整備を進めていく必要があります。

私は、これまでも県議会において、学校における空調設備の整備の必要性について質問してきました。その時の答弁では、「校舎の耐震化・老朽化対策、トイレの洋式化などの課題があり、中長期的な空調整備の方向性について検討を進めていく」とのことでした。現在、県立学校の耐震化も完了したところであり、国が公立小中学校の空調設備の整備を強力に進めていく中で、県教委も責任を持って、取り組んでいただきたいと思います。

一方で、PTAの予算によっても空調設備の取り付け、電気代等の経費負担をしている県立学校もあることから、今後の空調設置にともなう経費負担をどのように平等感をもって取り組むのかも検討事項です。

そこでお尋ねを致します。子どもたちの安全、健康を守り、良好な学習環境を確保するため、公立学校における空調設備の整備について、各市町教育委員会にどのように働きかけていくのか、そして、県立高校における早期の整備にどのように取り組まれるのか、また、経費負担についてどのように考えていかれるのか、御所見をお伺い致します。

答弁6 (1)小中一貫教育の推進について

浅原 教育長

教育行政に関する数点のお尋ねにお答えします。まず、小中一貫教育の推進についてです。

小中一貫教育、中高一貫教育を導入する意義は、小中または中高が共通の教育目標をもって、一貫した教育課程を編成することにより、校種間の円滑な接続と計画的・継続的な教育活動の充実を図ることで、子どもたち一人ひとりに確かな学力や社会性、豊かな人間性を育むことにあると考えております。このため、県教委では、小中一貫教育については、平成28年度から国の委託によるモデル事業を実施し、小6と中1合同の外国語の授業や、9年間を見通したふるさと学習など、学校の特色を生かした取組を進めており、その成果を広く県内に周知することとしています。

また、中高一貫教育については、中等教育学校、併設型、連携型の3つの形態で、生徒の多様な学習ニーズに対応し、個性や創造性を伸ばすことができるよう取組を進めてきました。小中一貫教育や中高一貫教育の成果としては、児童生徒に継続的な学習規律や生活習慣の定着が図られたことや、

いわゆる「中1ギャップ」が緩和したこと、異年齢集団による活動を通して子どもたちの社会性の育成が図られたことなどが挙げられます。一方、課題としては、それぞれの学校の距離が離れている場合の児童生徒同士の交流や教員同士の打合せ時間の確保が難しいこと、子どもたちの人間関係が固定化しがちなことなどが挙げられます。

県教委といたしましては、今後とも、これらの課題を踏まえた上で、小中一貫教育については、市町教委と連携しながら、やまぐち型地域連携教育の仕組みを活用して取組を進めるとともに、中高一貫教育については、6年間を見通した総合的な学習の時間の取組や、中高合同による学校行事等の一層の充実を図ることにより、小中高それぞれの校種間のつながりを大切にしながら、確かな学力や豊かな人間性の育成に努めてまいります。

答弁6 (2)公立学校における空調設備の整備について

浅原 教育長

次に、公立学校における空調設備の整備についてです。

本県の公立学校の空調設備の設置率については、総合支援学校において全国平均を上回っているものの、県立高校、市町立小中学校ともに、全国平均を下回っているところで。こうした中、お示しのように、この夏の記録的猛暑による児童生徒の健康被害の発生状況等を踏まえ、国において、公立小中学校等に対する新たな臨時特別交付金が創設され、空調設備の整備が全国的に推進されることとなりました。このような国の動きを踏まえ、本県においても、子どもたちの安全と健康を守り、良好な学習環境を確保するため、公立学校における空調設備の、できるだけ早期の整備を推進していく考えです。

まず、小中学校の設置者である市町に対しては、このたび創設された新たな交付金について、今回限りの措置であることや、地方財政措置の拡充・補助要件の緩和などが図られ、これまでより自治体の負担割合が少ないことなどを十分に説明し、この交付金を活用して早急に空調設備の

整備を進めるよう、強く働きかけているところで。次に、県立高校については、これまで、保健室や調理実習室などの特別教室を対象に整備を行ってきたところですが、学校では、普通教室において、授業やホームルーム等で生徒が最も長い時間を過ごしていることなどを考慮し、このたび、すべての普通教室に空調設備を整備するための緊急対策を講ずることといたしました。具体的には、現在、未設置となっている県立高校16校の普通教室190室に、来年夏からの供用開始が可能となるよう、空調設備を整備したいと考えています。

また、PTAにより既に設置済みの県立高校については、リース代や電気代等の経費をPTAで負担していることから、このたび公費により空調設備を整備する学校との公平性を確保する必要がありますと考えており、具体的な公費負担の内容について今後検討してまいります。

県教委といたしましては、公立学校への空調設備の早期の整備を促進し、児童生徒の安全・健康の確保と、学習環境の向上に努めてまいります。